

しずおか社会福祉事業 共済会だより

第7号

発行日 平成17年7月31日

編集・発行 財団法人静岡県社会福祉事業共済会

平成17年度の共済会の取組について

社会福祉制度の改革が進められていますが、運用利回りの低下、福祉医療機構における制度の見直しなど、共済制度を取り巻く環境には依然として課題が山積しています。

こうした様々な課題に対応するために、本会では、信頼される制度運営を目指した新しい共済制度に移行しました。

このたび、1年が過ぎ5月23日に平成17年度第1回理事会、評議員会が開催され平成16年度の事業報告・決算報告が承認されました。今年度は新制度の検証と安定した資産運用について、昨年設置されました検討委員会、資産運用委員会で協議検討を行います。

平成16年度の事業の概要

<事業報告>

第1 会議及び監査

1 会議

- (1) 理事会の開催(2回開催)
- (2) 評議員会の開催(3回開催)
- (3) 正副会長会議の開催(2回開催)

2 監査及び検査

- (1) 監事監査の開催(H16.5.25)

監査結果 事業並びに財産目録、貸借対照表、収支決算書、証憑書類等について監査が行われ適正に実施されていることが認められた。

第2 検討委員会(1回開催)

第3 寄付金

浜名湖競艇企業団に寄附の協力を要請し、平成16年9月に2百万円の寄附を得た。

第4 「共済会」だよりの発行(1回)1,200部発行。

第5 退職手当金等の給付状況について

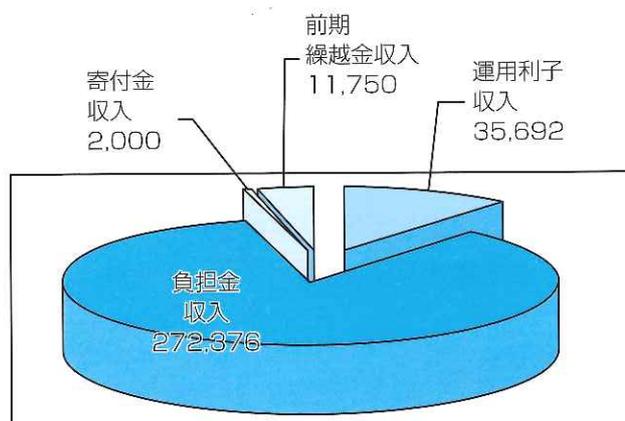
- | | | |
|------------------|--------|--------------|
| 1 退職手当給付状況 | 2,596人 | 181,615,733円 |
| 死亡弔慰金 | (9人) | 450,000円(含む) |
| 2 慶弔金等給付状況(過年度分) | 164人 | 2,680,000円 |

3 施設及び職員の状況

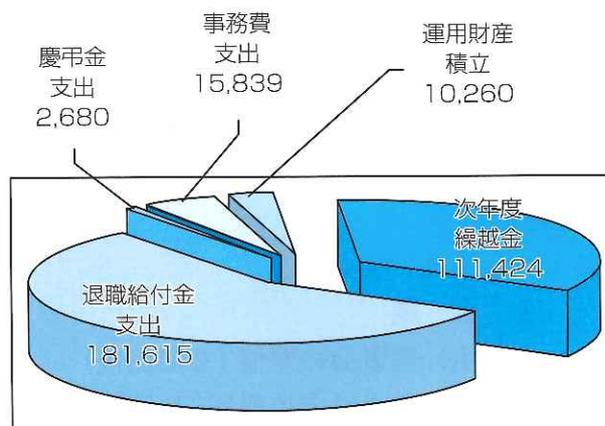
区 分	平成15年度		平成16年度	
	施設数	職員数(人)	施設数	職員数(人)
保護施設	8	1 5 9	8	1 7 2
児童施設	3 2	8 6 5	3 2	8 7 8
保育所	2 3 7	4, 1 6 2	2 4 2	4, 3 3 0
老人福祉施設	4 3 9	7, 3 4 5	4 6 1	8, 4 3 5
身体障害者福祉施設	3 5	6 8 9	3 6	7 2 1
知的障害者福祉施設	1 0 4	1, 5 2 0	1 2 0	1, 6 5 0
婦人保護施設	1	3	1	3
精神障害者社会復帰施設	1 3	3 4	1 4	6 1
その他	8 7	3, 2 8 4	1 0 0	3, 5 1 8
合 計	9 5 6	1 8, 0 6 1	1, 0 1 4	1 9, 7 6 8

<決算状況> 資産総額 2,137,413千円

収入計 321,818 (千円)



支出計 321,818 (千円)



平成17年度に向けて

<事業計画>

信頼される制度運営を目指し、資産運用委員会、検討委員会が設置されました。17年度は検討委員会において新制度の検証を行うとともに、資産運用委員会においては資産運用方針を作成し安定した資産運用をめざします。

また、適正な制度運営のため、下記事業に取り組みます。

- ① 適正な負担金の収納並びに退職手当金の給付
- ② 会議の開催 理事会・評議員
- ③ 広報活動 「共済だより」の発行等

<収支予算>

(単位：千円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
運用財産収入	32,200	退職金給付金支出	181,000
負担金収入	270,580	事務費支出	12,670
寄附金収入	2,000	運用財産積立金	111,110
前期繰越金収入	3,000	予備費	3,000
収入合計	307,780	支出合計	307,780

従事者共済会における個人情報の適正な取り扱いについて

2005年4月より「個人情報保護法」が施行されました。静岡県社会福祉事業共済会では、個人情報の取り扱いについてあらかじめ事業ごとに個人情報を取り扱う目的を明確にし、事業目的の範囲内で適正な収集、管理、利用に努めなければならないとする基本原則を規程に定めるよう準備しております。

従事者共済会の業務を進めるにあたっては、個人情報に関する法律等、関係法令を遵守し、会員の皆様に関する個人情報を適切に取り扱い、保護してまいります。



システム移行にともなう給付、帳票送付の遅延について

共済法の改正に伴うシステムの 変更、新制度へのシステムの変更と幾度も変更になりました。これらの影響を受け、退職給付や帳票の送付の遅れなどで、皆様に大変な御迷惑をお掛けいたしました。

今回、新制度移行と併せ、データの洗い直しを行いました。今後はよりスムーズな事務処理をめざしますので、よろしくお願い申し上げます。

国の退職手当共済制度 見直しの動向のポイント！！

介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業への多様な経営主体の参入が進展するなかで、独立行政法人福祉医療機構（旧 社会福祉・医療事業団）が行っている「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」について、介護保険における民間とのイコールフットイングの観点から、助成の在り方の見直しが求められてきました。

社会保障審議会福祉部会の意見書につきましては、昨年12月にお伝えしてきたところですが、この度介護保険法の一部改正する法律（平成17年6月29日 法律第77号）が交付され、同法律の15条、第16条により社会福祉施設職員等退職手当共済法が改正されることとなりました。

1 公的助成の在り方の見直し

介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業については、社会福祉法人以外の経営者が多数参入している状況や閣議決定等の指摘を踏まえ、公的助成を廃止する（児童・障害等の施設・事業については、従来通り公的助成を行う）。

経営者の期待利益の保護、掛金負担の激変緩和の観点から、経過措置として制度改正前の既加入職員については、退職時まで現在の公的助成を継続する。

- ☆ポイント ※今回の制度改正で平成18年4月加入者より公的助成が廃止されるのは、介護保険制度対象の施設・事業となります（従来は、経営者が1/3の掛金を負担し、2/3を国及び都道府県が補助していました。この補助が廃止され、経営者が3/3を負担することになります。）それ以外の施設・事業の公的助成は継続されます。
- ※介護保険制度対象施設・事業で、平成18年3月31日までに制度に加入している職員は、その職員の退職時まで公的助成が継続されます。
- ※介護保険制度対象施設・事業については、平成18年4月以降は、施設・事業所ごとの任意加入が可能となります。

2 給付の在り方の見直し

経営者の掛金等の負担の増大を緩和し、制度運営の安定を図る観点から、給付水準について、1割の抑制を行う。

経過措置として、既加入職員については、改正時点での退職手当の水準（支給乗率）を確保する。

- ☆ポイント ※すべての加入者の給付水準について1割の削減となります。
- ※ただし、平成18年3月31日までに制度に加入している職員については、改正後の退職手当の支給乗率が、改正時に退職したと仮定した場合の支給乗率を下回る場合は、改正前の支給乗率によって計算した退職手当が支給されます。

3 被共済職員期間の通算制度の改善

法人の同意や被共済職員としての期間の継続といった要件を満たさない場合であっても、退職後2年以内に再び被共済職員になる等一定の要件を満たす場合には、前後の期間を合算する。